

業務委託仕様書

1 業務案件名

令和8年度大阪市データ利活用推進支援業務委託

2 調達案件の概要

2.1 背景と目的

本市では、令和5年3月に「Re-Design おおさか～大阪市 DX 戦略～（以下、「DX 戦略」という。）」を策定するなど、DX の取組を進めている。その「DX 戦略」における「行動指針」の1つとして、「データの価値を最大限に活用します」とする指針を掲げており、データの価値を最大限に活用し、庁内横断的に活用することによって、業務の効率や行政サービスの質を上げていくこと、および経験だけに頼らず、客観的な事実や根拠（データ）に基づいて企画立案し、結果や成果を評価する、いわゆる EBPM（Evidence-Based Policy Making）を推進することとしている。また、EBPM のみならず、DX 戦略を実行するにあたり、各システムや事業間のデータ連携の必要性も強まっている。

このような状況の中、本市ではいわゆる EBPM の推進を基軸とした「データ活用」と、各システムや事業でデータを連携し、データを市民サービスや業務の効率化等に利用する「データ利用」の両者を「データ利活用」として一体で検討・推進することを令和7年度以降の方針とした。

これを受けて、令和7年度に策定予定の「大阪市データ利活用基本方針」では、2030年における本市のデータ利活用ビジョンやロードマップ等を整理するとともに、職員が安心してデータ利活用ができるようになるための意識作りやルール作りに取り組んでいる。

一方で、本市の各ネットワーク・システムをまたいだデータ連携はハードルが高く、各システムや事業がデータ連携を実施しようとすると、個別に連携機能の開発や、通信経路の検討、データの加工処理が必要となることなどにより、費用・改修工数がかさみ、効果的なデータ利活用の支障となっている。

これらの課題に対しては、本市のデータをニーズに応じて適切に流通させることで、新たなサービス提供の実現や施策立案・業務改善のためのデータ分析が効果的に行われ、市民 QoL の向上に寄与している状態をめざし、システム間やネットワーク間の橋渡し役となって庁内のデータを適切に流通させるデータ連携ツール「庁内データブリッジ」の導入を検討しており、令和8年度から開発に着手する予定となっている。

また、EBPM を推進するにあたり庁内及び外部のデータを一体的に管理・蓄積・分析等ができるデータ活用環境の導入も検討を進めている。データ活用環境については、令和9年度中のリリースを予定しており、令和8年度に要件整理を実施したうえで、速やかに開発に着手することをめざしている。

2.2 今年度までの取組状況

データ活用については、本格的な EBPM 推進に向けて、「大阪市のすべての組織がデータ活用を前提にエビデンスを踏まえた意思決定をしている状態」の実現に向けたステップとしてどのように取り組んでいくべきかを定めた「大阪市データ活用方針」(別紙) を令和 6 年 5 月に策定し、「データ活用環境」「人材育成」「ルール・推進体制」の 3 つの取組を進めることとしている。

さらに、「大阪市データ活用方針」に基づく取組として、先行的に外部専門家の支援を受けながら、対象とする部局の事業の取組に対してデータを活用した現状分析、課題抽出、データ分析による効果測定などの EBPM のプロセスを実践するパイロット事業を令和 6 年度から実施している。それにより、EBPM の推進に向けた「データ活用環境」「人材育成」「ルール・推進体制」の課題を洗い出すとともに、創出した EBPM の実践事例を庁内へ展開することで機運の醸成、取組の拡大につなげることとしている。

データ利用については、DX 戦略に基づき各部局が DX 事業を企画し、取組の中で得られたデータを新たなサービスに利用することも視野に入れ、現状紙運用となっている業務のデジタル化の推進とともに、データ連携による業務効率化について検討している。具体的には、庁内のデータを適切に流通させるデータ連携ツール「府内データブリッジ」に関する RFI を実施し、その結果に基づき要件整理を行っている。

(取組例)

大阪市バッックオフィス DX、保健師活動 DX 推進事業、都市・まち DX 推進計画 等

(参考)

- ・大阪市：「Re-Design おおさか～大阪市 DX 戦略～」及び「Re-Design おおさか～大阪市 DX 戦略アクションプラン～」について（…>DX・デジタル化・スマートシティ>DX の推進）
- ・大阪市：大阪市バッックオフィス DX グランドデザインを策定しました（…>DX・デジタル化・スマートシティ>DX の実践）
- ・大阪市：都市・まち DX 推進計画 Ver1.0 を策定しました（…>DX・デジタル化・スマートシティ>スマートシティ）

また、前述のとおり、令和 7 年度以降は「データ活用」と「データ利用」を「データ利活用」として一体で検討・推進しており、令和 7 年度に「大阪市データ利活用基本方針」を策定することとしている。「大阪市データ利活用基本方針」では、2030 年における本市のデータ利活用ビジョンのほか、2030 年までのロードマップ、ガバナンス、データ活用環境に求められる機能などを整理しているが、引き続き具体的なルール作りに取り組む必要がある。

2.3 導入を検討している基盤・ツール

(1) データ連携ツール

データ連携ツールについては、令和8年度に調達を行ったうえ、令和9年4月に各システムが連携機能を開発できる環境をリリースし、令和10年1月に連携開始することを予定している。

(2) データ活用環境

「大阪市データ活用方針」において、令和8年度までにデータ活用環境のあるべき姿を策定し、令和12年の完成形を念頭に置き、令和9年度から構成する要素（機能）を部分的にスマートスタートで導入しながら完成形をめざすこととしている。

あるべき姿の策定に向け、①組織横断的に活用すべきデータの特徴・性質の調査、②データ活用環境の市場調査を令和6年度に実施している。当該調査結果については、契約後提供する。

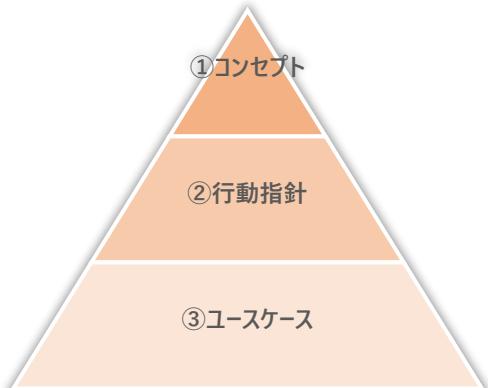
また、「大阪市データ利活用基本方針」の中で、データ連携ツール及びデータ活用環境に求められる機能等についての検討・整理をしている。当該資料については、契約後提供する。

2.4 事業における課題

(1) 「大阪市データ利活用基本方針」策定後の対応

データ活用については「大阪市データ活用方針」を策定し取組を推進しているものの、データ利活用全体については、本市として基本コンセプトやデータ利活用実行にあたって担当者の検討の指針となるガイドラインが不在であったことから、各事業の担当者がデータ利活用について同じ方向性をもって進めていくよう、令和7年度に「大阪市データ利活用基本方針」を策定することとしている。イメージは以下のとおりである。

- ① 誰のために、何のために、どのようなシーンで、データをつなぎ、利活用することが、サービスDX、都市・まちDX、行政DXを支えることになるのか？
- ② 本市全体での整合性を持って、安全かつ容易なデータ利活用を行えるようにするために、各事業が踏まえるべきデータ利活用の企画検討を行う際のルール等はどういったものか？
- ③ 各事業におけるデータ利活用の具体的な実施内容はどういったものか？

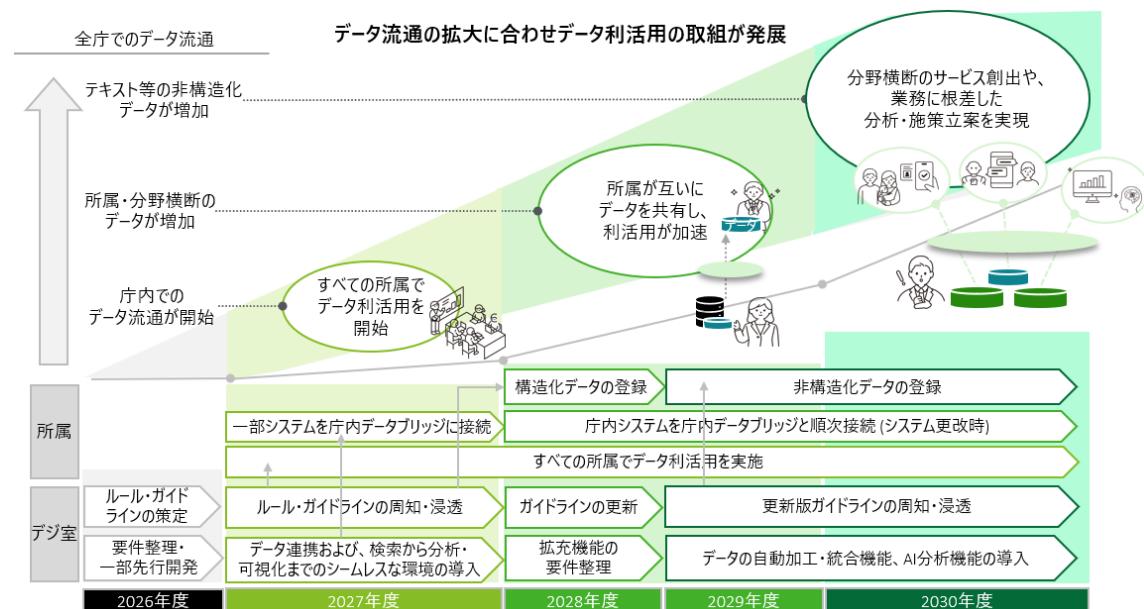


令和7年度に策定する「大阪市データ利活用基本方針」について、(3)(4)で示すデータ利活用を取り巻く環境の変遷や「大阪市データ活用方針」における実践フェーズ移行をめざしたEBPM実践体制の検討結果に基づき、必要に応じて見直し・拡充を実施する必要がある。

また、全庁横断的なデータ利活用の実現に向けては、コンセプトや行動指針に加えて、職員が個人情報保護やセキュリティの観点から適切に、信頼性の高いデータを活用できるようにするために、「大阪市データ利活用基本方針」の下位ドキュメントとなる、データ共有に係るルールなどを策定する必要がある。

なお、「大阪市データ利活用基本方針」の拡充等にあたっては、「令和7年度データ利活用推進支援業務委託（以下、「前年度業務委託」という。）」における検討経過等を留意したうえで、整合性及び連続性が担保されている必要がある。

（参考）2030年までのロードマップ（「大阪市データ利活用基本方針」抜粋）



更に、「大阪市データ利活用基本方針」を策定する段階では、データ連携ツールについては機能精査や調達に向けた準備を進めている一方、データ活用環境については求められる機能等についての検討・整理にとどまっており、今後の開発内容に合わせた実効性のある内容となるよう、機能要件等の確定や調達準備を行っていく必要がある。

（2）本市の特性

本市ではそれぞれの部局の事業担当がシステムを構築・運用しており、システムの方針や予算等も各部局の事業担当が主体となって意思決定を行っている。

また、本市のシステムはスクラッチで構築され長年運用が続いているものが多く、大

阪市情報通信ネットワークとは切り離された独自のネットワークを構築しているシステムやスタンダードアロンのシステム、パッケージシステム、SaaS の利用など様々な形態のシステムが存在し、全局的にデータのコード体系を統一するような取組の実現は一足飛びには困難であると考える。

上記の特性から、事業担当の協力を得るためにも限定的な範囲から小さな実績を積み上げることが必要であり、データ活用環境の検討に当たっては、具体的なユースケースから課題を抽出する取組や事業担当者のニーズを汲み、納得感を持って協力を得られるような調整が必須である。

また、本市では「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のβ' モデルを採用しており、国および本市のルールに従いながら、各ネットワークをつなぐデータ連携のためのネットワーク・システム構成要件を検討していく必要がある。

(3) データ利活用を取り巻く環境の変遷

データ利活用については、「デジタル社会の実現にむけた重点計画」の一部として「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が令和7年6月に閣議決定されるなど、国においても強力に推進する取組が実施されている。また、生成AIやAIエージェントといった先進技術の進歩は年々加速しており、データ利活用の分野においても、それらの技術の利用が前提となってきた状況にある。

一方で、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の改正が検討されているなど、適正なデータ利活用のルール・仕組みを構築することは自治体の急務となっている。

これらの社会情勢の変化について、速やかに把握し、「大阪市データ利活用基本方針」及び下位ドキュメントに反映させていく必要がある。

(4) 「大阪市データ活用方針」に基づく導入フェーズの最終年度

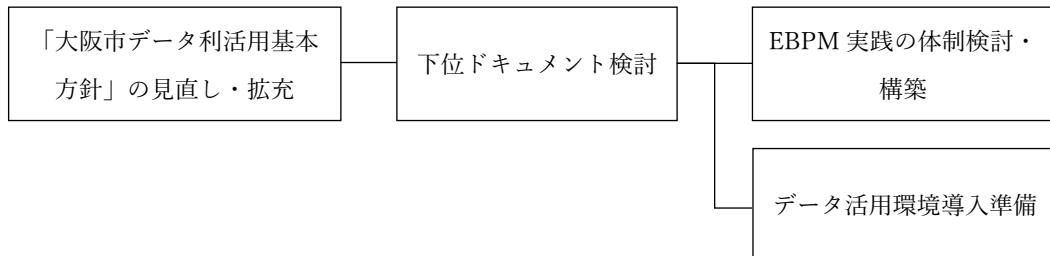
「大阪市データ活用方針」では令和6～8年度を導入フェーズ、令和9～12年度を実践フェーズと位置付けている。令和8年度は導入フェーズの最終年度にあたり、導入フェーズにおけるパイロット事業等での知見を踏まえて、令和9年度からの実践フェーズで、EBPM推進機能の支援を受けつつ所属主導によりEBPMを実践できる体制を検討・構築していく必要がある。

また、本市にとって必要なデータ活用環境とはどのようなものかを具体化していくなければならない。

以上のことから、令和8年度は、「大阪市データ利活用基本方針」を実現するための具体的なルール作り及びEBPM実践の体制検討・構築という制度面での準備と、実際にデータ利活用を実現するためのシステムを構築するという環境面での整備を両輪として取組を確実に実施していく必要がある。

2.5 事業スコープ全体像

本案件のスコープを以下に示す。



3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

本市指定場所

※本業務を本市施設及び本市が入居する施設内で履行する場合においては、原則として平日の9:00～17:30とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日まで）については行わないこと。

5 業務内容

5.1 プロジェクト管理

(1) 業務実施計画書の作成

業務の実施に先立ち、作業方針、役割分担、納品ドキュメント、全体スケジュール、予定作業工数内訳、会議体、セキュリティ管理方針、実施体制等を取りまとめた業務実施計画書を作成し、本市の承認を受けること。また、変更が生じる場合については、事前に本市の承諾を得たうえで変更すること。

(2) 全体プロジェクト管理

受注者は、作成し承認された業務実施計画書に基づき、全体プロジェクト管理を行うこと。全体プロジェクト管理を行うための様式、報告項目について、事前に本市に提示のうえ承諾を得ること。本市との打合せ時に必要となる資料作成については、委託範囲に含むものとする。

主なプロジェクト管理項目は表1のとおりである。

表1 主なプロジェクト管理項目

管理項目	管理内容
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施計画時に定義したスケジュール（＝契約書第4条に規定する「業務工程表」）に基づく進捗管理を実施すること。 受注者は、実施スケジュールと状況の差を把握し、進捗の自己評価を実施し、報告会議において本市に報告すること。 進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。 業務の進捗状況については、本市の求めに応じ随時作業の報告を行うこと。
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施計画時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。
課題・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、本市と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。 業務実施計画時に抽出したリスクを管理し、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。 受注者は、リスクが実際に発生したかどうかを監視し、リスクが実際に発生した場合には、本市に報告すること。
セキュリティ管理	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施計画時に定義したセキュリティ管理方針に基づくセキュリティ管理を実施すること。（課題・リスク管理と併せて管理すること） 受注者は、各作業工程においてセキュリティ事故等の発生を未然に防ぐための管理を行い、実際にセキュリティ事故等が発生した場合には、速やかに被害を最小限に抑えるとともに、事故内容を本市に報告し、対応方法について協議すること。

（3）定例会議の開催

定例会議として、表2のとおり会議体を設置することを想定している。会議の開催にあたっては、必要な資料を事前に本市へデータにて送付するとともに、会議時には本市が用意するモニター等に投影して説明等を実施すること。また、会議終了後は、会議内容を議事録に取りまとめ、その承諾を得ること。なお、規定した以外の会議が必要な場合、適宜必要な会議を開催し運営を行うこと。

本市の求めに応じ、円滑な連絡調整を行い、打合せを実施すること。会議体以外に、本市、受注者との間のコミュニケーション管理（資料共有や会議開催周知等）を実施す

るにあたり、その管理を迅速かつ効率的に実施するうえで有効な手法等があれば、提案のうえ実施すること。

表2 会議体の設置

会議体	要素	内容
報告会議	目的	円滑なプロジェクト推進のため、全体スケジュールに対する進捗管理を行うとともに、本業務の全体プロジェクト管理の中で生じた課題について取りまとめ、それらの内容を報告する。 業務実施計画書に変更が必要となる場合の判断を行う。
	参加者	本市：デジタル統括室 受注者：業務責任者（契約書第19条）、実務担当者
	開催頻度	中間・最終の2回開催。詳細は本市との協議のうえ決定する。
検討会議	目的	本業務の内容や、本業務を実施する中で生じた課題解決に関して具体的な検討等を行う。
	参加者	本市：デジタル統括室等 (必要に応じて関係職員の出席を想定。) 受注者：実務担当者
	開催頻度	受注者の提案により開催。隔週1回2時間程度の開催を想定。詳細は本市との協議のうえ決定する。
ユースケース会議	目的	ユースケースにおけるデータ利活用実践に係る検討・調整及びデータ活用環境の要件検討を実施する。
	参加者	本市：デジタル統括室等 (ユースケースとなる案件の担当者の出席を想定) 受注者：実務担当者等
	開催頻度	進捗にあわせてユースケースごとに月1回程度の開催を想定。詳細は本市との協議のうえ決定する。ただし、ユースケースの規模・件数に応じて実施回数の増減は可能とする。

（4）業務完了報告書の作成

本業務終了後直ちに、業務実績、内容説明等が記載された業務完了報告書（任意様式）を作成し、本市の承認を受けること。

5.2 「大阪市データ利活用基本方針」を踏まえた制度的な環境の具体化

（1）「大阪市データ利活用基本方針」の見直し・拡充

令和7年度に策定する「大阪市データ利活用基本方針」について、2.4(1)に示す課題を踏まえて、必要に応じて見直し・拡充を実施すること。

なお、見直し・拡充する内容については、前年度業務委託における検討経過等を留意し、整合性及び連続性を担保するとともに、本市の特性を踏まえたうえで具体化すること。また、既存のドキュメント等の改正が必要となる場合は、その提案も合わせて行うこと。

(2) 「大阪市データ利活用基本方針」の下位ドキュメントの整備

全庁横断的なデータ利活用の実現に向けては、「大阪市データ利活用基本方針」で定めるコンセプトや行動指針に加えて、職員が個人情報保護やセキュリティの観点から適切に、信頼性の高いデータを活用できるようにするために、データ整備やデータ共有に係るルールなどを策定することが必要不可欠であるため、必要なドキュメント及びその具体的な内容について提案すること。

なお、現時点での策定が必要と考えているドキュメントは以下のとおり。

ただし、検討の中で必要と判断されるドキュメントが判明した場合は、その具体的な内容について提案すること。

- ・ 「データ共有ガイドライン（仮称）」
- ・ 「データ利活用ガイドライン（仮称）」
- ・ 「データ活用環境利用ルール（仮称）」

(3) 取組事項・ロードマップの進捗管理等

「大阪市データ利活用基本方針」の実現及びデータ活用環境導入に向けた取組事項とロードマップについて進捗管理を行うこと。また、遅れが発生している場合は改善策を提案すること。

また、本業務と密接に関連するプロジェクトチーム（データ連携ツール開発など）との調整を図るとともに、必要に応じてロードマップ等に反映すること。

(4) ユースケースの整理、事業間調整等

「大阪市データ利活用基本方針」に基づき、どのようなシーンで、どのようにデータを連携し、利活用したいか、以下のとおりデータを使う側（ユーザー）と意見調整を行い、データ連携・利活用のニーズの把握・課題を整理し、具体的なユースケースとして整理すること。

また、(3)の進捗管理の際に、他事業と整合性の取れた取組事項・ロードマップとなるよう、密接に関連する事業間との調整を図ること。

ア ユースケース数及び選定条件

- ① EBPMパイロット事業（後述）となるもの：3件以上
- ② データ活用環境のユースケースとなるもの：3件以上

本市との調整により、1つの案件で①②の条件を満たすことも可とする。

イ EBPM パイロット事業について

データ連携ツール・データ活用環境のユースケースとしてのニーズ把握・課題整理に加えて、本市におけるデータ活用・EBPM の全庁的な実施に向けた機運醸成を図るための実績の創出と庁内での共有を目的(「2.2 今年度までの取組状況参考)として、各事業において令和 8 年度中にデータ活用・EBPM の実施内容を検討・提案し、実施すること。以下の作業を行うことを想定しているが、設定したゴールおよび進捗状況を踏まえ、必要な項目のみを実施すること。

① 事業の目的に応じたデータ収集（取得・連携方法含む）検討支援

② データを活用した分析

（現状分析による原因や課題の抽出、予測、因果関係、費用対効果等）

③ 上記②を踏まえた具体的な施策の提案等

また、実施にあたっては本市職員の人材育成の観点も踏まえるとともに、得られたニーズ、課題等をデータ活用環境の機能要件に反映すること。

（参考）令和 6 年度 EBPM パイロット事業例

- ・ 本市が提供するアプリの利用者増加に向けた取組検討（データを活用した広報ターゲットの検討、取組の効果測定方法検討）
- ・ 政策目標達成に向けた施策検討（データを活用したロジックモデルの作成）
- ・ 新規事業の事業効果試算（現状把握・効果測定のためのデータ収集検討、事業実施した場合の効果試算）

令和 7 年度 EBPM パイロット事業例

- ・ データ分析による事業実施方針の策定と効果測定に基づく次期方針の検討
- ・ 既存データに基づく施策効果測定、次年度効果測定に向けた必要データの取得・分析方法の検討
- ・ 業務保有データの可視化・分析を通じた新たな施策の企画立案とアウトカム指標の設定

ウ ユースケースについて

ユースケースについては令和 7 年度中に本市において候補一覧を作成し、契約後に提供するため、参考とすること。候補一覧以外のユースケースの提案・選定も認める。

エ その他

必要に応じてデータ利活用に関する相談対応等に適宜応じること。

- (例) ・意思決定の仕組みへの EBPM 導入の検討
 ・府内の EBPM 推進体制の検討
 ・個別の事業に関する相談 ほか

5.3 データ活用環境のあるべき姿の整理

(1) アーキテクチャの整理

データ連携ツールに関する検討結果を踏まえて、本市ネットワーク・セキュリティポリシーに合わせたアーキテクチャの検討を以下の観点で整理すること

- ① クラウドを組み込んだハイブリッド構成のアクセス（連携、アクセス制御）
- ② ネットワーク・システム制限に合わせた、連携アプリケーション階層（分離）化の考え方
- ③ 個人情報の取扱い、匿名化等の処理環境及びタイミング
- ④ 令和 12 年を完成形として、令和 9 年度導入から各年度における実装機能

(2) データ活用環境に係る整理

「大阪市データ利活用基本方針」及び令和 7 年度中に検討した必要な機能要件について、後述の RFI に向けて整理すること。令和 7 年度中の検討結果については、契約後提供する。

なお、本検討により取りまとめた機能要件に基づき、令和 8 年度に RFI の実施を経て導入仕様書の作成を行うものとする。

5.4 データ活用環境に係る RFI の実施

(1) RFI 仕様書案の作成

実現方法等、アーキテクチャの整理内容を基に、以下の情報について RFI のためのドキュメンテーションを行い、本市の確認及び修正対応を実施すること。

また、その他必要な情報がある場合は適宜提案し、本市と合意の上同様の対応を行うこと。

- ① 要件に応じた機能の提供有無と実現方法
- ② 抱点制限
- ③ ユーザ制限を含むアクセス制限の実現方法と提供範囲
- ④ ネットワーク要件も含めた、データ活用環境要件で整備した配備方針の実現方法
- ⑤ データ活用環境構築後の運用フローを実現するための、役割分担の実現方法
- ⑥ AI による支援機能の有無及び種類（データ整備・管理・分析・可視化等）
- ⑦ 製品デモンストレーションの対応可否

(2) RFI回答集約

作成したRFI用仕様書案をもとに、本市HP上でRFIを実施する。
寄せられた各事業者の回答を取りまとめ、Fit&Gap分析を行うこと。なお、RFI回答後のヒアリング及び製品のデモンストレーションの結果も考慮すること。

5.5 データ活用環境に係る機能検証の企画

(1) 無償トライアルサービス活用の企画

無償トライアルの活用方法・活用内容について企画及びテストデータの作成を行うこと。また、本市がライセンスを保有しているSaaSを検証に活用する場合は職員が連携準備を行うための技術的支援をすること。

(2) トライアル結果とりまとめ

無償トライアルの実施結果をまとめること。

5.6 データ活用環境導入仕様書作成支援

要件の整備とアーキテクチャの検討に加え、RFIの結果も踏まえた上で、調達仕様書案を作成すること。

- ① データ活用環境の機能要件の整理
- ② RFIの結果も踏まえたネットワーク・システム構成要件の整理
- ③ その他調達に必要な前提条件等の整理

6 本業務における実施体制

6.1 業務責任者

業務責任者は、受注者と直接的な雇用関係にある者であること。業務責任者は本業務の進捗及び品質等を統括すること。

業務責任者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・令和3年度以降に、国または地方公共団体において、システム開発または再構築に係るプロジェクト管理支援業務もしくはシステム調達に係る仕様書作成支援業務を実施した実績を有すること。
- ・(独)情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格(プロジェクトマネージャ)を有すること。
- ・米国プロジェクトマネジメント協会が認定するPMP(Project Management Professional)試験合格による資格を有すること。
- ・EXIN(Examination Institute for Information Science)が認定するPRINCE2(Projects IN Controlled Environments, 2nd version)のPractitioner試験合格による資格を有すること。

7 想定スケジュール



※パイロット事業・ユースケースのスケジュールについては通年としているが、事業の状況に応じて実施時期の調整を可能とする。

8 成果物

8.1 成果物の納品

本業務において納入する成果物は別表のとおりであり、「5 業務内容」を一読の上作成すること。受注者は、各納入予定期限を目安として、本市と調整の上で決定した納入時期までに、各成果物を納入すること。なお、成果物の作成にあたっては、次の事項について留意すること。

- ・成果物は日本語で作成すること。ただし、英字で表記されることが一般的な文言についてはそのまま記載しても構わない。
- ・検査時において提出する成果物の形態は、原則として、電磁的記録媒体（CD-R 等の記録媒体）2部（正・副）とする。電磁的記録媒体による成果物は、Microsoft Word、Excel、PowerPoint（バージョン 2016 以上）のいずれかで編集可能なファイル形式及び PDF 形式で作成すること。
- ・電子データについては、成果品納品時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示すること。
- ・本市が書面による提出が必要と判断した成果物は、印刷のうえ必要部数を提出すること。なお、紙媒体の用紙サイズは A4 を原則とする。図表等を大きく見せる場合は A3 でもよいが、見開き可能な A4 サイズに折り畳むこと。
- ・納品場所は、「4 履行場所」と同じ。

8.2 検査

契約書第 36 条及び第 38 条に規定する検査の実施にあたっては、本市と受注者が別途協議のうえ、成果物の受け入れの基準となる検査項目、検査方法等の必要な事項を定

め、本市と受注者の立会いのうえ、納品場所において納品物の受け入れを行うための検査を行い合否判定するものとする。

検査の結果、内容について修正・追加等の指示を行った場合には、速やかに対応し、再納入後、合格したと判断したときに検査完了とする。

9 再委託について

(1) 契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。
- ・「5.1 プロジェクト管理」～「5.6 データ活用環境導入仕様書作成支援」の各業務。

ただし、データ活用・EBPM に係る専門的な業務は除く。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えること若しくは再委託金額を明らかにできないことがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第 16 条第 2 項及び第

16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 その他

(1) 本業務の委託範囲は、本仕様書に記載する業務及びそれに付帯する作業を全て含むものとする。

(2) 本業務の実施にあたっては、契約書・仕様書に基づき誠実に実施すること。

(3) 本業務の遂行にあたり受注者は、関連する法令のほか次に掲げるものの最新版と整合性を取ること。

なお、末尾に「※」のあるものについては本市HP及び大阪市例規データベースに掲載されているため参考すること。他の資料については契約後、受注者に無償貸与する。(本業務終了後、返却すること。)

- ・大阪市情報セキュリティ管理規程※
- ・大阪市情報セキュリティ対策基準※
- ・大阪市システム構成検討ガイドライン※
- ・大阪市データ保護管理要綱※
- ・大阪市ソフトウェアライセンス管理要綱※
- ・大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例※
- ・府内情報ネットワーク情報セキュリティ実施手順
- ・大阪市情報通信ネットワーク管理要綱
- ・その他、大阪市情報システム関連規程類

(4) 仕様の詳細については、本市の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議すること。協議により確認した内容や重要事項については、必要に応じて協議録を作成すること。

(5) 本業務の実施にあたっての必要経費及びその他調査に関する経費は、委託範囲に含む。

(6) 本業務の実施にあたり、必要となるその他事項については、本市と受注者において、別途協議して定める。

11 仕様書に関する問合せ先

大阪市デジタル統括室戦略担当データマネジメントグループ（山本・西田）

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下2階

電話番号：06-6208-7735

E-mail : bb0011@city.osaka.lg.jp

(別表)

No.	業務内容	成果物名称	納入予定時期
1	管理業務	業務実施計画書	契約締結後 10日以内
		進捗報告書 会議資料 課題管理表	会議開催日 前日まで
		会議議事録	会議後 5営業日以内
		業務完了報告書	業務完了後 5営業日以内
2	「大阪市データ利活用基本方針」を踏まえた制度的な環境の具体化	大阪市データ利活用基本方針（拡充案）	令和8年8月
		データ共有ガイドライン（仮称） データ利活用ガイドライン（仮称） データ活用環境利用ルール（仮称）	令和9年3月
		パイロット事業報告書 (府内共有用サマリーを含む。)	適宜
		データ活用環境システム構成図（フェーズごとに作成）	令和8年12月
3	データ活用環境のあるべき姿検討	データ活用環境 ・要件定義書（各仕様書案に含む。） ・運用担当者向けガイドライン案 ・各事業担当者向けガイドライン案	令和8年12月
		RFI仕様書案（付属資料を含む。）	令和8年8月
		RFI回答集約一覧表	令和8年10月
4	データ活用環境に係るRFIの実施	トライアル企画書 トライアル結果報告書	令和8年10月
5	データ活用環境に係る機能検証の企画	仕様書案	令和8年12月
6	データ活用環境導入 仕様書作成支援		